（統括建設管理官）

第百三十六条の二　地方整備局を通じて統括建設管理官四人を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十四人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十五人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十二人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち十四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　（略）

（統括建設管理官の設置期間の特例）

第十六条の二　第百三十六条の二の統括建設管理官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（先任建設管理官の設置期間の特例）

第十六条の三　第百三十六条の三の先任建設管理官のうち六人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（能登復興事務所に係る特例）

第二十六条　北陸地方整備局能登復興事務所は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

（統括建設管理官）

第百三十六条の二　地方整備局を通じて統括建設管理官三人を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十三人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十六人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

4　（略）

（新設）

（能登復興事務所に係る特例）

第二十六条　北陸地方整備局能登復興事務所は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　所長、総務課長及び工務課長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。